

令和3年6月15日

日光市スポーツ少年団

本部役員  
単位団代表者  
複合団代表者

各位

日光市スポーツ少年団

本部長 齋藤 孝雄

(公印省略)

日光市スポーツ少年団活動における市有施設等  
(社会体育施設・学校開放施設)の予約について(通知)

梅雨の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより、本市スポーツ少年団の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市スポーツ少年団の活動については、栃木県スポーツ少年団からの通知に基づき、活動時間及び活動内容等を定めており、このことについては以前より通知にてお知らせさせていただいています。しかしながら、本市スポーツ少年団本部には、その後も各団の活動時間や施設利用時間などについて、多くの苦情やご意見が寄せられています。

本来であれば、活動の内容は各団に最大限委ねられるべきところですが、市スポーツ少年団本部としても「単位団間の公平性や団員の安全管理の重要性、及び施設稼働率向上の観点」に鑑み、市有施設等の予約、利用については一定の制限をかけざるを得ない状況となっています。

つきましては、スポーツ少年団の市有施設等の予約及び利用について、別紙の通り一部変更をしますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の市有施設等の予約及び利用の一部変更により、予約内容に変更等が必要な団体におかれましては、お手数をお掛けいたしますが下記の期日までに予約のご変更をお願い致します。

記

- 1 予約の変更期限 令和3年6月18日(金) ※予約の変更が必要な団体のみ
- 2 予約変更の要否 別紙「市有施設等(社会体育施設・学校開放施設)の予約及び利用について」をご確認ください。
- 3 活動時間等 活動時間及び内容等については従前と変更はありませんので、令和3年4月6日付及び同6月4日付通知にてご確認ください。
- 4 その他 スポーツ少年団の活動時間や内容については、「日光市スポーツ協会ホームページ」にも掲載しています。  
団員や保護者への周知もお願いします。

日光市スポーツ少年団本部  
(日光市教育委員会事務局スポーツ振興課内)  
TEL : 0288-21-5183 FAX : 0288-21-5185

## 市有施設等（社会体育施設・学校開放施設）の予約及び利用について

## 1 予約可能な1日の時間数

日光市スポーツ少年団の活動時間を、平日は120分程度、土日祝日は180分程度としていることから、市有施設等の予約時間については、活動の準備・片付け等を考慮し、平日を180分以内、土日祝日を240分以内としてください。

## 2 予約可能な時間帯

スポーツ少年団の予約可能時間は、土日祝日は①～③の時間帯の中から1日につき一つとします。

## ◎土日祝日

①午前（施設利用開始時間から午後1時までの連続する4時間以内）

②午後（午後12時30分ないし午後1時から午後5時までの連続する4時間以内）

③夜間（午後5時以降、施設利用終了時間までの連続する4時間以内）

※1. ①②③の利用開始時間、利用終了時間等は各施設により異なる場合があります。

※2. 夏休み等の学校休業期間は土日祝日の扱いとします。

## ◎平日

これまで通り利用してください。

## 3 禁止行為

以下の予約及び活動は禁止します。

①「午前」「午後」「夜間」の使用申請（予約）を複数の団体名で行い、1つの団体もしくは団員が2以上の時間帯で活動すること。

（例：「午前→Aが予約」「午後→Bが予約」し、AもしくはBの団員が「午前」「午後」の2つの時間帯にまたがって練習や練習試合等をする）

②別の団体名で1日につき2以上の時間帯を予約し、活動する団員が類似すること。

（例：「午前→Cが予約」「午後→Dが予約」し、C及びDの団員がほぼ同じである）

③団体利用であるにもかかわらず、個人名で予約をすること。

## 4 対象期間

令和3年6月19日（土）から令和4年3月31日（木）

※栃木県スポーツ少年団等の活動時間及び内容を踏まえ、期間は変更になる場合があります。

## 5 市内社会体育施設及び学校開放施設の予約変更

既に予約している社会体育施設及び学校開放施設で、上記1（時間数）や2（時間帯）に当てはまらない予約は至急変更をお願いします。

## 6 変更方法

各施設の予約先にて変更してください。 ※電話での予約変更も可能です。